

◎佐賀県条例第17号

佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和57年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<p>(定数)</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、佐賀県議会議員の定数は、<u>38人</u>とする。</p> <p>（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p><b>第2条</b> 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項及び第8項の規定により、佐賀県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>			<p>(定数)</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、佐賀県議会議員の定数は、<u>37人</u>とする。</p> <p>（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p><b>第2条</b> 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項及び第8項の規定により、佐賀県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>		
選挙区		議員 の数	選挙区		議員 の数
名称	区域		名称	区域	
略			略		
唐津市・東松浦郡選挙区	唐津市及び東松浦郡玄海町	6人	唐津市・玄海町選挙区	唐津市及び東松浦郡玄海町	6人
略			略		
伊万里市選挙区	伊万里市	<u>3人</u>	伊万里市選挙区	伊万里市	<u>2人</u>
略			略		
鹿島市・藤津郡選挙区	鹿島市及び藤津郡太良町	2人	鹿島市・太良町選挙区	鹿島市及び藤津郡太良町	2人
略			略		
神埼市・神埼郡選挙区	神埼市及び神埼郡吉野ヶ里町	2人	神埼市・吉野ヶ里町選挙区	神埼市及び神埼郡吉野ヶ里町	2人
略			略		

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。